

共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、公益財団法人広島県下水道公社（以下「発注者」という。）が発注する太田川流域下水道太田川東部浄化センター脱水ケーキ処理業務その1（セメント化）（以下「業務」という。）を、共同して営むことを目的とする。

(名称)

第2条 当共同企業体は、_____共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を_____（所在地）、_____
_____会社内に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、令和 年 月 日に成立し、業務の委託契約の履行後発注者の承諾を得て、解散するものとする。

2 業務を受託することができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該業務にかかる委託契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の所在及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

| | |
|-------|-------|
| 共同企業体 | 所在地 |
| 構成員 | 商号 |
| | 法人代表者 |

| | |
|-------|-------|
| 共同企業体 | 所在地 |
| 構成員 | 商号 |
| | 法人代表者 |

(企業体代表者の名称)

第6条 当企業体は、セメント原料化業者である_____会社を企業体代表者（以下「代表者」という。）とする。

(業務の分担)

第7条 業務の分担は次のとおりとする。

【処分業務】

処分業務を行う者

所在地

商号

法人代表者

処分場所

工場

【収集運搬】

収集運搬業務を行う者

所在地

商号

法人代表者

(代表者の権限)

第8条 当企業体の代表者は、業務の実施に関し、当企業体を代表して、次の権限を有するものとする。

- 1 発注者及び監督官庁等と折衝する権限
- 2 委託料（部分払金を含む。）の請求、受領に関する一切の権限
- 3 当企業体に関する財産を管理する権限

(代表者の責任)

第9条 代表者は、業務の委託契約の履行に関し、責任を負うものとする。また、代表者は、緊急時等やむを得ない場合に代表者単体で業務を行うことがある。

(運営委員会)

第10条 当企業体は、第5条の構成員による運営委員会を設け、業務の完遂に当たるものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、_____銀行_____店とし、代表者の名義により設けられた、別口預金口座によって取引を行うものとする。

(必要経費の分配)

第12条 構成員は、業務の実施のため、必要な経費の分配を受けるものとする。

(決算)

第13条 当企業体の決算の時期については、運営委員会で別に定める。

(構成員の相互間の責任の分担)

第14条 構成員が、その業務の実施に関し、第三者に与えた損害は、その責任につき、運営委員会で協議するものとする。

2 構成員が、他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき、運営委員会で協議するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(構成員の脱退)

第16条 構成員は、発注者及び他の構成員の承認がなければ、当企業体が第4条第1項に規定する解散の日まで脱退することができない。

(構成員の破産又は解散)

第17条 構成員のうち収集運搬業務を行う者が、業務の実施途中において破産又は解散したときは、第10条の規定を準用する。

2 代表者が、業務の実施途中において破産又は解散したときは、発注者に契約の解除を申し入れ、第4条の規定にかかわらずこの企業体を解散するものとする。

(解散後の瑕疵担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、業務につき瑕疵があったときは、代表者は、その責任を負うものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 本協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

_____会社と_____会社は、上記のとおり、太田川流域下水道太田川東部浄化センター脱水ケーキ処理業務その1（セメント化）の共同実施を目的として、共同企業体協定を締結したので、その証としてこの協定書____通を作成し、各通に構成員が記名押印の上、発注者及び各構成員が各1通を所持する。

令和 年 月 日

| | | |
|-------|-------|---|
| 共同企業体 | 所在地 | |
| 構成員 | 商号 | |
| | 法人代表者 | 印 |

| | | |
|-------|-------|---|
| 共同企業体 | 所在地 | |
| 構成員 | 商号 | |
| | 法人代表者 | 印 |